

運搬送水について

【第 5 回】

水道の諸課題に係る有識者検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. これまでの経緯

- ▶ **多様な手法による水供給**については、新水道ビジョン及び水道基盤強化方策検討会（中間とりまとめ）において、下記のとおり整理されている。

新水道ビジョン（H25.3）

3. 新たな発想で取り組むべき方策（多様な手法による水供給）

- ・ 水道未普及の解消が困難な地域での水供給について、水道の布設にこだわらない多様な手法での対応を。
- ・ 限界集落など地域の実情を考慮した水供給の在り方について住民の理解を得つつ選択を。

水道事業基盤強化方策検討会_中間とりまとめ（H28.1.29）

管路維持困難地域への対応

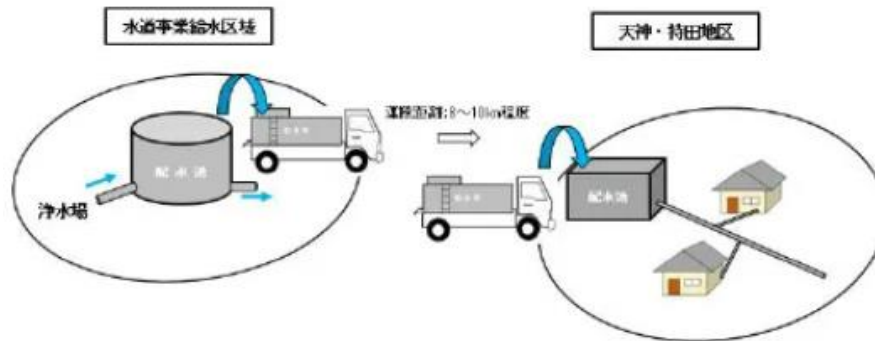
浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域では、管路による給水以外の方式による給水が有用である可能性がある。そうした新たな方式を水道法に取り込むべきかを検討するための基礎的情報として、まずは、実態調査や水質管理等に関する調査研究を進め、課題の明確化を図るべきである。

2. 運搬送水の事例

宮崎県宮崎市の事例

事業概要

- (1) 事業主体
宮崎市環境部環境政策課（管理については、上下水道局が事務委任を受け実施）
- (2) 実施方法
「宮崎市小規模給水施設の設置等に関する条例」により実施。
事業財源については、一般会計で実施。
- (3) 給水対象
天神・持田地区におけるすべての申込者
- (4) 給水開始年月日
平成29年4月1日より事業を開始
- (5) 費用負担方法
水道使用料金として、他地区の住民と同等の額を徴収
- (6) 給水方法
上水道配水施設より給水車へ保水し、天神地区へ週3回、持田地区へは週4回、配水池まで運搬。



出典：厚生労働省調べ

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000700416.pdf>)

水道の維持管理については、水道メーターまでが上下水道局の管理で、水道メーターから蛇口までは個人の管理となっています。そこで、市民の皆様から水のトラブルに関するご相談を受けた際には、管理区分に応じたサポートやアドバイスを行っています。また、田野営業所の管内にある天神・持田地区という小さな集落へは、浄水場から給水車で水を定期的に近くの配水池まで運んでいます。経費を抑えながらも水を届ける取り組みです。



天神・持田地区の運搬給水は
全国でも稀な取り組み

家庭の困ったを解決する
サポートランナー

出典：宮崎市上下水道局だより「せせらぎ」Vol.35より
(https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/3/2/7/4/4/3/_/20190123094723F_1.pdf)

3. 運搬送水について

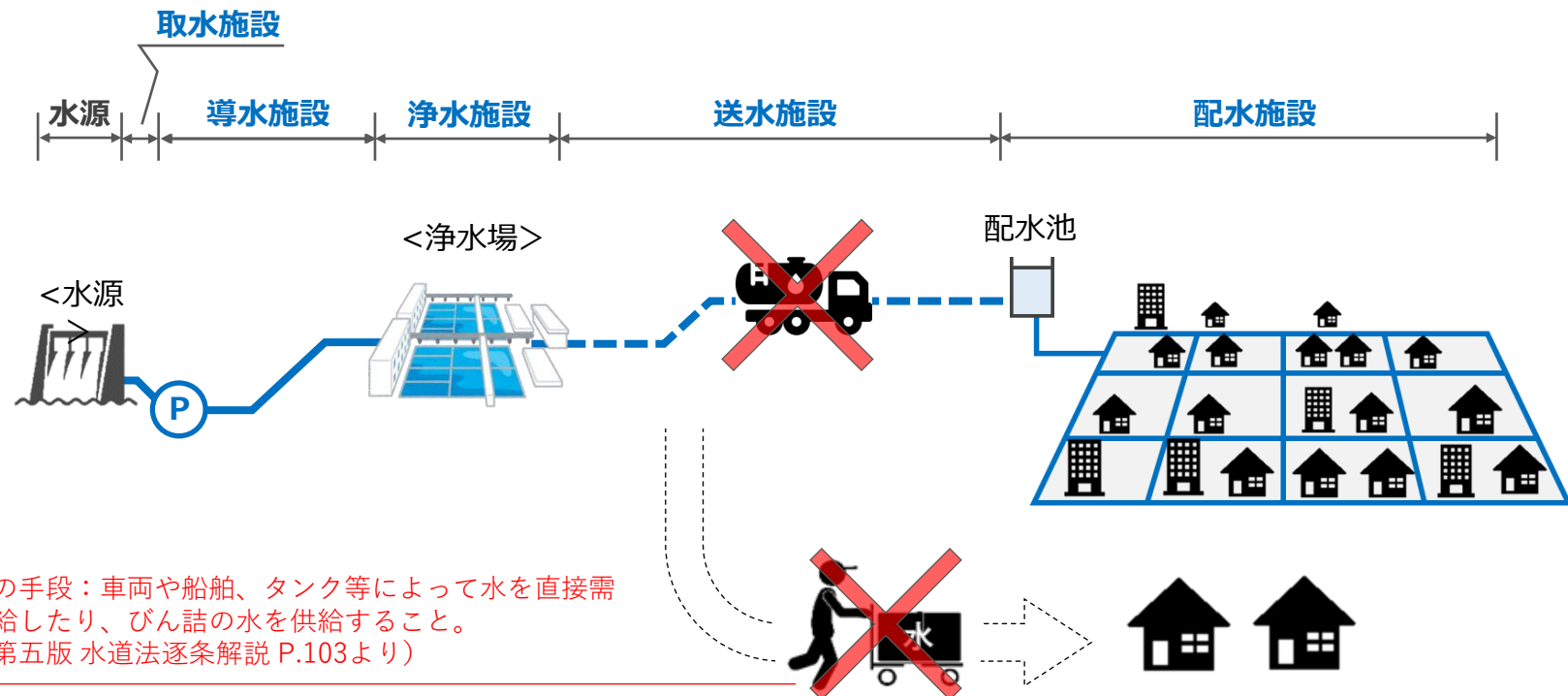
- タンク車を用いた「水道水の運搬（個別宅配、送水行為）」の部分は水道法上に位置付けられていない。

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

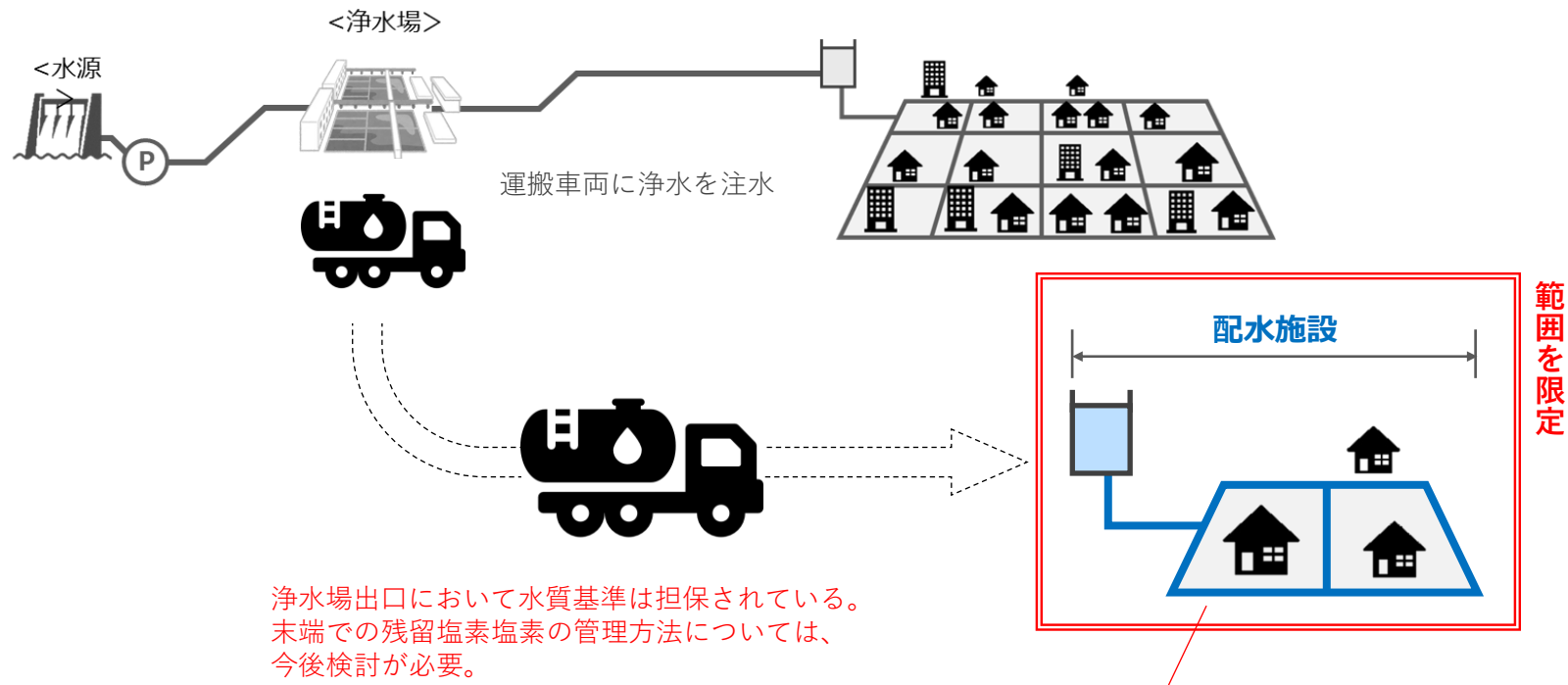
2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

(以下、略)



3. 運搬送水について

- 一方、下記のように範囲を限定して考えれば、配水池以降は水道法上の「水道」である。

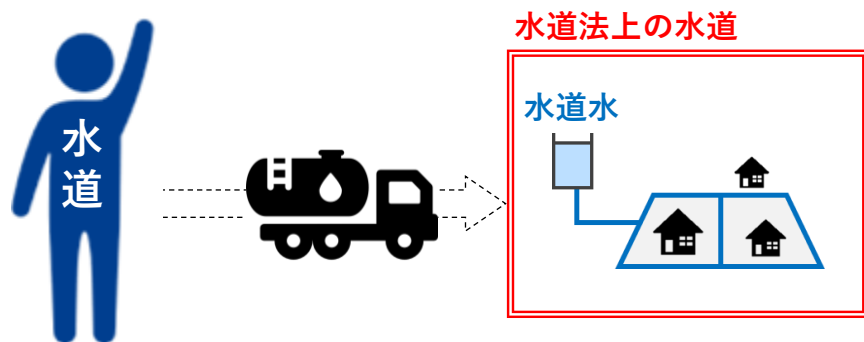


- ・「運搬送水」は、現在水道法上の水道に位置づけられないが、配水池以降については水道法上の「水道」である。

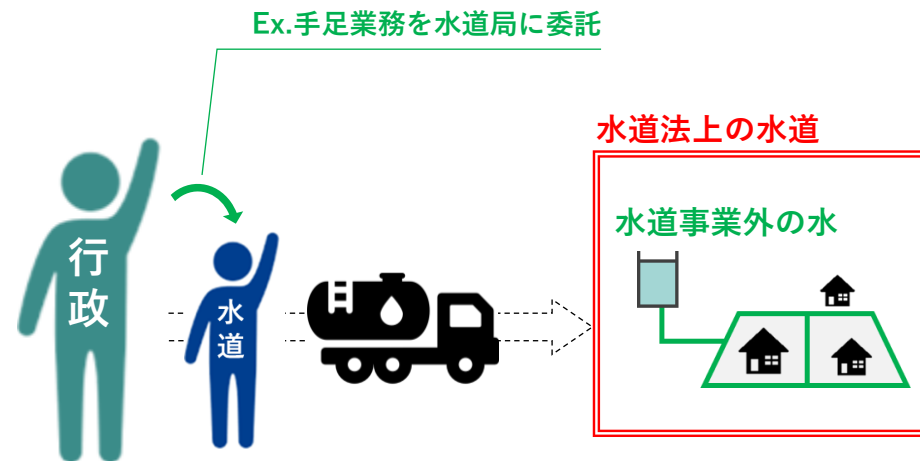
3. 運搬送水について

- 配水池以降は水道法上の「水道」であるが、「水道事業」として行うかどうかについては個別に判断されるもの。
- 実施主体としては、「**水道事業**として実施する場合」、「水道事業以外の**行政**として実施する場合」が考えられる。

水道事業として実施する場合



(水道事業以外の) 行政として実施する場合



※宮崎市の場合、作業は宮崎市上下水道局が実施（受託）している。

3. 運搬送水について

- 「運搬送水」を実施した際の配水池以降については、水道法上の「水道」に位置づけられているが、今後「運搬送水」の部分についてどのような検討が必要となるか。

方向性①

配水池以降については水道法上の「水道」であり、水質基準等の適用がなされている一方で、「運搬送水」の部分については水道法に位置づけられていないことから、その位置づけのあり方や、衛生管理等に関する技術的な留意事項等について検討していくべきではないか。

方向性②

これまで、未普及地域の解消のために財政的な支援をしてきたが、運搬により対応せざるを得ない地域において、水道供給にかかる財政的支援も検討すべきではないか。